

3 北アイルランドおよびイングランド調査報告（レジユメ）

指 宿 信

Schedule

Date	Visiting	Location	Person
<i>Belfast, NI</i>			
2 nd May 12:45		Lobby Holiday Inn Belfast	<i>Ad. Prof. Sean Doran</i> (Attorney & Queens University Faculty of Law)
3 rd May AM0915	Northern Ireland Court Service	Windsor House 9-15 Bedford Street Belfast BT2 7LT	<i>Mr. Jim Coffey</i>
4 th May AM0915	Northern Ireland Office of Affairs	Block B Castle Buildings Stormont Estate Belfast Northern Ireland BT4 3SG	<i>Mr. Peter Leitch</i>
5 th May AM 1000	Public Prosecutor Office,	4 th Fl. Belfast Chambers 93 Chichester St.	<i>Mr. Jim Scholes</i> (Senior Assistant Director) <i>Mr. Raymond Kitson</i> (Senior Assistant Director)
<i>London, England</i>			
8 th May AM1100-PM0100	Kingsley Napley	Knights Quarter 14 St John's Lane London EC1M 4AJ	<i>Mr. Christopher Murray</i> (Partner)
8 th May PM0230-0430	Crown Prosecutor Office	50 Ludgate Hill London EC4M 7EX	<i>Mr. David Levy</i> (Head of Prosecution Fraud Unit)
9 th May AM10:00	The Law Society in England and Wales	Telephone Interview	<i>Mr. Chris Brammal</i>



↑ベルファースト裁判所 ハイテク法廷*にて



↑北アイルランド内務省 コーズウェイ**事務局にて

*ハイテク法廷:北アイルランド共和国ベルファーストにあるラガンデール裁判所の第13号法廷。遠隔証言システム、ハイテク・プレゼン・システム(リモート・マウスやリモート・キーボード、画像書き込み装置など)、デジタル法廷記録・電子速記システムなどを装備する。

**コーズウェイ(Causeway)とは、北アイルランドの6つの刑事司法関係機関(裁判所、検察庁、警察、刑務所、検屍局、保護観察局)を結ぶ、データ交換のためのプラットフォーム。世界でも唯一と言われている。

1 北アイルランド検察庁

北アイルランド検察庁は2006年3月に創設されたばかり。英国において3番目の検察庁となる。職員は2006年3月現在400人以上、100余名の法律家。処理件数は年間6万件。



1-1 調査項目

- 1) 「Causeway」(電子の情報共有ネットワーク)のインパクト
- 2) 検察側証拠開示義務について
- 3) 検察官倫理について

1-2 訪問場所、担当者

北アイルランド検察庁舎
ジム・スコールズ上席総長補佐官

←検事総長アラスデアール・フレイザー卿と検察局にて

1-3 インタビュー

1) Causeway のインパクトについて

電子的証拠開示は未実施。2008年にCausewayが最終段階にまで達したなら、電子的証拠開示は極めて迅速に、かつ電子的に実施されるはず。

2) 検察証拠開示について

「自己規制(self-regulating)」ベース。ただ、ランダム・チェックをおこなうことがある。公判前段階で十分な開示がなされなかった場合には、公判で弁護側は、「手続濫用(abuse of process)」を主張して裁判所から訴追側への制裁を求めることができる。

3) 検察官倫理規定について

検察倫理に関する基準は、欧州のトレンド。我々の規定は検察局が創設されたばかりなのでおそらく最先端。北アイルランドでは、一般公務員の規範があり、その下に検察倫理規範[↓]がある。

[資料1]

① 北アイルランド検察官倫理規定(Northern Ireland Code for Prosecutor, 7 Code of Ethics)

7.3 専門家としての行為

7.3.4 検察官は、いかなる時点においても高度な専門家としての基準を固守しなければならない。検察官は以下の義務を負う。

- a) いかなる時点においても、その専門性に誇りと品位を維持すること
- b) 常に、法、規則そして専門職の倫理に従って自ら専門家として活動すること
- c) いかなる時点においても、高潔さと配慮に高度な注意をはらうこと
- d) 情報に精通するよう努め、関係する法の発展に遅れないよう努めること

- e) 一貫性、独立性、公平さ、中立性の点に励み、そしてそう見られるようにすること
- f) 公正な裁判を受ける被疑者被告人に配慮し、とりわけ、法と公正な裁判の要請に従って、被告人に有利となる証拠が開示されるようにすること
- g) 常に公益のために奉仕し、これを守ること
- h) 人間の尊厳と、人権に関する普遍的な観念を尊重し、保護し、そして維持すること

7.3.7 検察官は、以下の義務について公正に、一貫して、そして迅速に履行すべきである。こうした義務を刑事手続において積極的に担うべきである。

- a) 助言をおこなう際には、公平性と客観性を維持する
(中略)
- f) 被告人の権利に敬意を払う
- g) 法と実務と、そして公正な裁判の要請に従って、関連する証拠を被告人側に開示する
(後略)

2 ソリシター（事務弁護士）協会

2-1 調査事項： 依頼人間情報秘匿義務

2-2 調査先： キングスレー・ナップスレー法律事務所 クリストファー・マーレイ弁護士 (Law Society のためにガイドライン等の起草を担当)

2-3 インタビュー

1) ソリシター被疑者間のコミュニケーションにおける倫理問題について

*legal professional privilege (専門家特権: LPP)

legal advice privilege (法的助言特権)

litigation privilege (訴訟特権)

*override (優越) について コミュニケーション秘匿のみ override される。例→ ①法律の強制される場合で裁判所の命令が出された場合、②公益に基づいて開示が許される場合 (*The Guide to the Professional Conduct of Solicitors* (8th edition 1999) at 16.02)、③犯罪を助長する目的で依頼人となされたコミュニケーションの場合

2) テロリズム関係のソリシターの義務の特例について

反テロリズム法 (the Terrorism Act 2000)

〔資料2〕

反テロリズム法 (the Terrorism Act 2000)

第19条

他人が反テロリズム法15条から18条で定められている犯罪(*)をおこなったということにつき、自己のかかわる取引、専門的業務、ビジネスあるいは雇用において、それを信じるに足る場合、もしくは疑念を持った場合には、可能な限り速やかに報告しなければならない。

第21条A

もし他人が、本法15条から18条で定められている犯罪をおこなったと知る、あるいは疑うに足りる合理的な根拠があるにもかかわらず、もしくは知っていたり疑っていたりするにもかかわらず、当局に可能な限り速やかに情報を開示しなかったときは、犯罪とみなされる。

第38条B

もし、他人がテロリズム行為を実行する際にその阻止したり、当該人物を確保し訴追し有罪とするのに役に立つであろうと信じる、もしくは知っている情報を持っている場合、連合王国において、可能な限り速やかに情報を開示しないとき、これは犯罪とみなされる。

*15条 (テロリズムのための資金調達)、16条 (テロリズム目的での武器所持)、17条 (テロリズムのための幫助)、18条 (テロリズム目的のマナー・ロンダリング)

3) ある人物に代理人 (弁護士) が居る場合の尋問と証拠能力

3 CPS (イングランド検察庁)

1986年創設。イギリス全土、42地区に8775人の職員。うち30%が法律家。

3-1 調査項目：証拠開示問題

3-2 訪問先、担当者 ヘッド・クォーター (本部)、デビッド・レヴィ詐欺部門主任

3-3 インタビュー

1) 証拠開示義務と倫理

2) 再審請求における証拠開示義務懈怠

3) 検察官倫理について

4) 特権、秘匿義務との関係

5) 任意性問題

6) インスペクトリアル (検察監察官制度) のインパクト

4 ロー・ソサイエティ

4-1 調査項目

秘匿権について

4-2 インタビュー先

ロー・ソサイエティ

4-3 インタビュー

1) 代理人が付いている場合の許可のないインタビュー

2) 第三者に弁護士との会話内容を許可なく伝えることの可否

3) 検察官は被疑者に弁護士の助言内容について尋問することの可否

[その他参考資料]

* 回覧物参照 (编者注：本報告書では掲載を省略した。)

* URL

Causeway <http://www.causeway.gov.uk/innov.stm>

北アイルランド検察庁 <http://www.ppsni.gov.uk/site/default.asp>

イングランド検察庁 <http://www.cps.gov.uk/>

ロー・ソサイエティ <http://www.lawsociety.org.uk/home.law>